

<セーフティネット保証制度7号の取り扱いについて>

7号：取引金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整

□対象者：富士宮市内に本店（個人事業主の場合は、主たる事業所）があり、次の各項目すべてに該当する中小企業者。

- ① 経済産業大臣の指定を受けた指定金融機関の借入があり、直近の指定金融機関からの借入金残高が、直近の全金融機関からの総借入金残高の10%以上あること。
- ② 直近の指定金融機関からの借入金残高が前年同期と比較して10%以上減少していること。
- ③ 直近の全金融機関からの総借入金残高が前年同期と比較して減少していること。

□指定金融機関

「セーフティネット保証7号・指定金融期間リスト」に記載されている金融機関。

□提出書類

- ・認定申請書（様式第7号）2部
- ・申請日の前月末日時点及び前年同期における借入のある全金融機関に対する全借入債務の残高証明書

（例）平成28年1月20日に申請する場合は、以下の日付の残高証明書が必要となります。

＊平成27年12月31日

＊平成26年12月31日

- ・法人の場合は、決算書1部（金融機関別の全借入債務がわかる「借入金及び支払利子内訳書」を添付すること。）
- ・個人事業主の方は、確定申告書の写し1部
- ・借入金の残高表（7号添付書類）1部
- ・金融機関が代理申請する場合は、委任状1部
- ・その他、必要に応じ提出を求められた書類。

裏面へ

□その他の注意事項

・「直近」とは。

提出書類のうちの、借入債務の残高証明書の日付を統一するため、申請日の前月末日時点とします。

・保証承諾の対象となるのは事業資金（運転資金・設備資金）です。

（対象となるもの）

当座貸越、手形貸付、証書貸付、代理貸付（政府系金融機関からの代理貸し）等

（対象とならないもの）

手形割引（商業手形）、支払承諾（支払保証）、個人事業所等の住宅ローン等

・認定に係る借入債務は、金融機関（注1）からの借入のみが対象となります。

※役員借入や組合からの転貸資金は除く。

（注1）中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関

銀行・株式会社商工組合中央金庫・株式会社日本政策投資銀行・信用金庫及び信用金庫連合会・労働金庫及び労働金庫連合会・信用協同組合及び信用協同組合連合会・農業協同組合及び農業協同組合連合会・漁業協同組合及び漁業協同組合連合会・農林中央金庫・保険会社・信託会社

※株式会社日本政策金融公庫は、上記の中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に含まれません。

ただし、旧日本政策投資銀行、旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫については、平成20年10月1日以前の借入れは対象となります。

（お問い合わせ先）

富士宮市役所

産業振興部商工振興課

知財戦略・商業係

TEL 22-1295